

〔声明〕

文部科学省及び京都府による教育内容への不当な介入に抗議します

本年3月16日、同志社国際高等学校の研修旅行で起きた転覆事故によって亡くなられた方々のご遺族の皆さまに深く哀悼の意を表し、重軽傷を負われた方々と関係者の皆さまに深くお見舞い申し上げます。

この事故に関し、本年5月22日、文部科学省は「同志社国際高等学校の研修旅行等について（これまでの把握事項と文部科学省の見解）」（以下、「文科省見解」）を公表し、「現時点で把握した情報からは、辺野古への移設工事に関する学習について、政治的活動を禁じる教育基本法第14条第2項に反するものであったと考えられ、是正を図る必要がある。」と判断しました。同日、松本洋平文部科学大臣は会見で「今回の取りまとめを踏まえ、全国の学校における安全確保や適切な教育活動の実施に向けて…調査を近く実施したい」と述べました。

同日、京都府も「同志社国際高等学校の研修旅行等について」（以下、「京都府見解」）を公表し、京都府知事は会見で「教育基本法第14条第2項を踏まえた文部科学省の通知が平成27年に出ており、……教育基本法第14条第2項、また、それに基づく文部科学省の通知に照らし合わせて、是正が必要だと判断しました」と述べました。

今回、前記のように文部科学省及び京都府が教育内容を調査し14条2項違反と判断したこと、文部科学省が全国調査を行おうとすることは、教育への不当な介入に該当し、教育基本法16条1項違反です。このような不当な介入は、教職員への萎縮効果を招き、子どもの学習権を侵害するものです。

戦前・戦中、教育勅語のもとで忠君愛国教育がなされました。個人より優先するものとして天皇・国家があるという思想を国家が教育を通じて徹底し、軍国主義に突き進んでいきました。その痛切な反省のもとで、1947年、日本国憲法と一体的に制定された教育基本法は、政治的・官僚的支配、とりわけ教育行政による権力的支配を排除するために10条に「不当な支配に服することなく」と規定し、不当な介入を禁じました。（なお、教育勅語は1948年に衆参両議院の決議で排除・失効確認しています。）

戦後、国家・教育行政による教育内容への関与の問題について裁判等を通じて争われてきました。旭川学力テスト事件において最高裁1976年5月21日大法廷判決は、子どもの教育を受ける権利・学習権（憲法26条）について「国民各自が、一個の人間として、また、一市民として、成長、発達し、自己の人格を完成、実現するために必要な学習をする固有の権利を有すること、特に、みずから学習することのできない子どもは、その学習要求を自己に施すことを大人一般に対して要求する権利を有するとの観念が存在している」としたうえで、「教育内容に対する……国家的介入についてはできるだけ抑制的であることが要請される」としました。2006年に教育基本法は「全面改正」されたものの、16条1項には「不当な支配に服することなく」との規定は維持され、不当な介入は禁じられています。

今回違反と判断された教育基本法 14 条について改めて確認します。教育基本法 14 条 1 項は「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とし、そのうえで 2 項は「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。」と規定しています。これは、1 項で政治教育の重要性を規定し、2 項は政治教育の促進のために党派的教育を禁止しているものです。

今回の文科省見解および京都府見解では「特定の政党を支持し、又はこれに反対するため」に該当する事実は挙げられておらず、総合的に勘案して 14 条 2 項違反としたことは不合理な判断と言えます。また、文科省見解には「現時点で把握した情報からは」と留保がついており、拙速な判断・内容であることが見て取れます。しかし、教育基本法 14 条 2 項違反との判断が社会に与える影響は大きく、全国の教職員に与える萎縮効果は計り知れません。

さらに、前述の京都府知事の会見で「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について（平成 27 年 10 月 29 日付け初等中等教育局長通知）」（以下、「通知」）を判断の根拠に挙げていますが、この通知が出された当時、日本弁護士連合会から『『政治的活動』をこのように解釈すると、特定の政党との関わりの有無にかかわらず、政治に関する言動の多くがこれに該当することになりかねず、教師の創意工夫に基づく教育に萎縮効果をもたらす。かかる解釈は 14 条 1 項の政治的教養尊重の原則をむしろ阻害するものといわざるを得ない』として、見直しを求める意見書が出されているものです。このような国会手続きを経ない行政の通知を根拠に政治教育を制限することは、憲法 26 条、41 条および教育基本法 14 条に違反しています。

学校法人同志社は、本年 3 月 28 日に第三者により構成される特別調査委員会の設置を決定し、学習の内容など教育活動の適切性については、同法人において改めて外部の教育専門家等を含めて検証していくことを想定しています。にもかかわらず、その検証を待つことなく文科省見解及び京都府見解が公表されたことは、同法人の自律性を侵害する不当な介入と言えます。

本件事故に関して徹底した原因究明と責任が果たされ、二度と痛ましい事故を起こさないための安全管理・再発防止策が講じられること、本件事故によって様々な影響を受けた生徒や関係者の方々に必要な対応がなされることが急務であるにもかかわらず、教育行政が教育内容へ不当な介入を行ったことによって問題の焦点がぼやけ、なすべきことが相対的に小さく扱われているように見受けられることも憂慮しています。

当会は、文部科学省および京都府が教育内容への不当な介入をしたことに抗議し、教育基本法 14 条 2 項違反と判断したことを撤回することを求めます。さらに、文部科学省が全国調査を実施することに反対します。

2026 年 6 月 23 日

子どもと法・21（子どもの育ちと法制度を考える 21 世紀市民の会）